

## 欧州司法裁判所による Illumina/Grail 判決

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024年10月10日号

執筆者:

[根立 隆史](#)[t.nedachi@nishimura.com](mailto:t.nedachi@nishimura.com)

## I はじめに

2024年9月3日、欧州司法裁判所（以下「ECJ」という。）が欧州企業結合規制について重要な論点を含む画期的な判決（以下「本件判決」という。）を下した。本件判決の内容は、半年前に出された法務官（Advocate General）の意見を踏襲しており、半ば予想された結論ではあるが、ECJは、欧州一般裁判所（以下「GC」という。）の判決を覆し、欧州連合の企業結合届出基準を満たさず、かつ欧州連合加盟国（以下「加盟国」という。）の企業結合届出基準も満たさない企業結合については、加盟国からの欧州委員会（以下「欧州委」という。）に対する企業結合審査の付託要請がなされても、欧州委に当該企業結合を審査する権限はないと判断したのである。これにより、今後、欧州連合及び加盟国の企業結合届出基準を満たさない企業結合については、欧州委による企業結合審査を受けることはなくなった。本件判決は、企業結合の当事会社にとっては法的明確性の観点から歓迎すべき妥当な判決であるといえよう。以下では、必要に応じてGCの判断にも触れつつ、ECJの判断のうち主たるものの概要を紹介することとしたい。

## II 事案の概要

本件判決は、Illumina, Inc.（以下「Illumina」という。）がGrail, Inc.（以下「Grail」という。）を買収した垂直統合事案（以下「本件取引」という。）に関してなされたものである。

Illuminaは米国を拠点とするゲノム解読事業者であり、遺伝子解析のために使用される医療機器を開発、製造及び販売していた。Grailは米国を拠点とするヘルスケア事業者であり血液をベースとした早期がん検査を開発していた。

本件取引は、Grailが欧州のみならず世界各国・地域において未だ売上を有していなかったことから、欧州企業結合規則(Council Regulation (EC) No 139/20047)（以下「企業結合規則」という。）1条に定められた欧州連合の企業結合届出基準を満たさないのみならず、いずれの加盟国の企業結合届出基準も満たさない企業結合であった。

争点は、欧州連合及び加盟国の企業結合届出基準を満たさない本件取引について、当該加盟国による企業結合規則22条の付託要請に基づき、欧州委が本件取引を審査する権限を有するか否かである。

### Ⅲ 時系列

年月日	関係イベント
2020年9月21日	illumina 及び Grail は、illumina が Grail の支配権を取得する旨のプレスリリースを公表。
2021年4月19日	欧州委は、フランス、ベルギー、ギリシャ、アイスランド、オランダ及びノルウェーからの企業結合規則 22 条に基づく本件取引の審査の付託要請を受理。
2021年4月28日	illumina が欧州委による受理決定について GC に提訴。
2022年7月13日	GC は欧州委による 2021 年 4 月 19 日の付託要請の受理決定を支持し、フランス、ベルギー、ギリシャ、アイスランド、オランダ及びノルウェー領域における本件取引の影響を審査する欧州委の権限を承認する判決。
2022年9月6日	欧州委は、本件取引の企業結合審査の結果、本件取引の禁止を決定 <sup>1</sup> 。
2022年9月22日及び30日	GC による欧州委の権限を承認する旨の判決に対して illumina 及び Grail が ECJ に上訴。
2024年3月21日	欧州委に本件取引を審査する権限はないとする法務官意見。
2024年9月3日	欧州委に本件取引を審査する権限はないとする本件判決。

### Ⅳ 本件判決に至る ECJ の判断の概要

#### 1. 文理解釈(Literal Interpretation)

企業結合の欧州委への付託を認めた企業結合規則 22 条 1 項 1 文の「any concentration」（いかなる企業結合であっても）という文言は、企業結合規制に係る国内法の存在又は範囲いかんに関わらず、企業結合が、4 要件（① 1 以上の加盟国からの付託要請、② 対象取引が「企業結合」に該当、③ 企業結合による加盟国間取引への影響、④ 企業結合による付託要請を行った加盟国内の競争への重大な影響）を満たす限り、欧州委への付託の対象となることを示唆する旨の GC の判断に誤りはない。

<sup>1</sup> 欧州委決定の詳細は、[2022 年 9 月 21 日付けニューズレター「欧州委員会による illumina/Grail 企業結合禁止決定」](#)を参照されたい。

・ 企業結合規則 22 条 1 項 1 文

One or more Member States may request the Commission to examine any concentration as defined in Article 3 that does not have a Community dimension within the meaning of Article 1 but affects trade between Member States and threatens to significantly affect competition within the territory of the Member State or States making the request

1 又はそれ以上の加盟国は、欧州委に対して、1 条の意味における共同体規模を有さないが加盟国間の取引に影響を与え、かつ付託要請を行う加盟国の地域内における競争に重大な影響を与えるおそれがある、3 条に規定される、いかなる企業結合であっても、審査するよう要請できる。

## 2. 歴史的解釈(Historical Interpretation)

GC は、文理解釈と同様、歴史的解釈は、企業結合規則 22 条 1 項 1 文は、加盟国が、企業結合規制に係る国内法の存在又は範囲いかに関わらず、企業結合規則 22 条 1 項 1 文の要件を満たす限り、企業結合を欧州委に付託することを認めることを示唆すると判断したが、歴史的解釈はそのように判断する根拠とはならない。

まず、企業結合規則の起草過程で欧州委が作成した文書によれば、確かに、付託手続は、特に国内で企業結合規制を有していない加盟国にとっては一般的に有用なツールとみなされていたこと、付託手続を利用できる加盟国は、企業結合規制を有していない加盟国のみを与えられていたとはいえないことは明らかである。

しかしながら、そのことは、付託手続を規定した企業結合規則 22 条が、企業結合規制を有している加盟国に、国内企業結合基準を満たさず届出義務のない企業結合について欧州委への付託を許容するか否かについての回答とはならない。むしろ、企業結合規則を採択した当時、大半の加盟国は企業結合規制を有していたので、欧州委は、実際のところ企業結合規則 22 条の適用範囲は極めて限定的であると認識していたのである。企業結合が加盟国の国内企業結合規制の対象となるか否かに関わらず、欧州委が当該加盟国によって付託される企業結合を審査する権限を有しているという兆候は、起草過程の文書からは黙示的にも認められない。

また、企業結合規則の採択に係る歴史資料は、欧州連合の企業結合届出基準（売上基準）が厳格であることから不可避免的に生じる企業結合審査の欠落（基準を満たさない企業結合はいかに競争に重大な影響を与え得るものであっても審査対象とはならないこと）を修正するために付託手続を利用すべきとする EU 立法者意思を証明するものではない。付託手続は、企業結合が付託手続の要件を満たす限り、当該企業結合を欧州委が審査することを可能とさせるために、企業結合規則の制定当時、国内企業結合規制を有していなかったオランダの意向を取り入れたものであり、それゆえ、付託手続はオランダ条項と呼ばれていた。すなわち、付託手続は、企業結合規制を有していない加盟国があったことから必要とされたものである。

要すれば、企業結合規則の採択に係る歴史資料は、企業結合規則 22 条の付託手続を、欧州委への付託を要請する加盟国の企業結合規制の対象となるか否かに関わらず、要件を満たす限り、企業結合を委員会に付託することを許容する「修正メカニズム」とみなしていない。

以上から、歴史的解釈によっては、企業結合規則 22 条 1 項 1 文は、付託要請をした加盟国の企業結合規制の存在又は範囲いかんにかかわらず、欧州委に企業結合を審査する権限を付与したものであるという結論は導かれない。

### 3. 体系的解釈(Contextual Interpretation)

GC は、体系的解釈からも、付託要請をした加盟国の企業結合規制の存在又は範囲いかんにかかわらず、企業結合規則 22 条の付託要請を行うことができると判断したが、そのような解釈は誤りである。

#### (1) 企業結合規則 1 条及び企業結合規則 22 条 1 項 1 文

企業結合規則 1 条が、企業結合が共同体規模を有するものとみなし、欧州委への届出を強制することとなる売上基準を規定する一方、「4 条 5 項及び 22 条の規定にかかわらず」と規定している点は、争点の解決に決定的ではない。企業結合規則 1 条は、欧州委が企業結合を審査できる権限は、①共同体規模を定義した売上基準を超えること、又は②企業結合規則 4 条 5 項若しくは 22 条の付託があることに基づくことを規定したもののだが、企業結合規則 22 条に基づき欧州委が審査できる、売上基準を超えない企業結合の類型については述べていない。すなわち、企業結合規則 22 条 1 項 1 文は、売上基準を満たさない企業結合の審査を欧州委に認めるものであるが、どのような企業結合の審査が企業結合規則 22 条により欧州委に可能となるのかは明らかではない。

#### (2) 企業結合規則 22 条 1 項 2 文

企業結合規則 22 条 1 項 2 文に「知らされた」という文言があるが、これは、国内の企業結合届出基準を満たさないか、又は国内に企業結合規制を有していない場合に関係加盟国に「知らされた」ということを意味するのではない。「知らされた」という文言は、国内企業結合規制を有していない加盟国に対して、欧州委に、加盟国間の取引に影響を与え、加盟国地域内に重大な影響を与える企業結合の審査を要請することを可能とするために規定されたものである。

##### ・企業結合規則 22 条 1 項 2 文

Such a request shall be made at most within 15 working days of the date on which the concentration was notified, or if no notification is required, otherwise made known to the Member State concerned.

こうした要請は、企業結合の届出がなされた日、又は、届出が不要な場合には関係加盟国に知らされた日から遅くとも 15 営業日以内になされなければならない。

### (3) 企業結合規則 22 条 2 項

企業結合規則 22 条 2 項 1 文の「competent authorities」（権限を有する当局）は、企業結合を審査する権限を有するという意味ではなく、単に「国内の競争当局」を意味するに過ぎないのであるから、企業結合規則 22 条 2 項 1 文の文言は、企業結合規則 22 条 1 項 1 文の意味及び範囲の解釈において決定的ではない。また、企業結合規則 22 条 1 項 2 文に「[a]ny other Member State」（他のいずれの加盟国も）とあるからといって、加盟国の国内企業結合規制の存在又は範囲に関わらず、当該加盟国が付託要請に参加できると解釈すべき根拠はない。

#### ・ 企業結合規則 22 条 2 項

The Commission shall inform the competent authorities of the Member States and the undertakings concerned of any request received pursuant to paragraph 1 without delay.

Any other Member State shall have the right to join the initial request within a period of 15 working days of being informed by the Commission of the initial request.

欧州委は、加盟国の権限を有する当局及び関係事業者に遅滞なく 1 項に基づき受領した要請について通知しなければならない。

他のいずれの加盟国も、最初の要請について欧州委によって通知された日から 15 営業日の期間内に当該要請に参加する権利を有する。

### (4) 企業結合規則 22 条の趣旨

企業結合規則 22 条の付託手続は、①企業結合規制を有していない加盟国、又は②「ワンストップショップ」原則（加盟国レベルでの複数の企業結合審査の代わりに欧州委に一括して企業結合を審査させること）の観点から、企業結合審査が欧州委によって実施されるべきと考える加盟国における競争を阻害し得る企業結合の審査を欧州委に認めることを意図したものである。

### (5) 企業結合規則改正手続の存在

企業結合規則には、企業結合規則の適用範囲を決める基準を見直すための簡易な手続（1 条 4 項及び 5 項）が規定されている。EU 立法者は、仮に企業結合規則の適用範囲を決める基準が、市場の発展ゆえに、潜在的に競争に悪影響を及ぼす企業結合を審査対象とするために適当ではなくなった場合、企業結合規則において、企業結合規則の適用範囲を迅速に調整できるよう、企業結合規則改正に係る規定を明確に整備している。

## 4. 目的論的解釈 (Teleological Interpretation)

GCは、企業結合規則の前文において、その目的が、欧州連合における競争秩序に重大な影響を有する企業結合の実効的な規制を可能とすることであることを示唆していること、企業結合規則の目的の達成に必要な柔軟性を欧州委に与えるための補完権限が欧州委に付与されていることが明らかであることなどから、目的論的解釈からは、企業結合規制に係る国内法の存在又は範囲いかに関わらず、欧州委が企業結合を審査できると判断したが、そのような解釈は誤りである。

まず、企業結合規則 22 条が、欧州連合又は加盟国の企業結合基準を満たさない企業結合の審査を可能とすることにより、企業結合規制の欠陥を修正することを意図した「修正メカニズム」であるという判断は誤っている。企業結合規則 22 条の付託手続は、欧州委に対して欧州連合及び加盟国の企業結合基準を満たさない企業結合を審査する権限を認めることにより、欧州委と加盟国の権限分配に基づき生じる企業結合規制のギャップを埋めることを意図したものではない。

また、企業結合規則の歴史的解釈及び体系的解釈によれば、企業結合規則 22 条の付託手続は、2 つの目的のみを追求していることが明らかである。1 つ目は、加盟国が企業結合規制を有しない場合において、競争を阻害し得る企業結合の審査を認めることであり、2 つ目は、「ワンストップショップ原則」を拡大して、加盟国レベルでの複数の届出を回避し、複数の加盟国において届出対象となる企業結合を欧州委に審査させることである。売上基準を採用しているから必然的に生じる、企業結合基準に内在する企業結合規制の欠陥を付託手続により是正することが意図されていたとはいえない。

## 5. その他の考慮事項

・ 欧州委と GC の企業結合規則の解釈は、企業結合当事会社に保障されなければならない効率性、予見可能性及び法的明確性を害することとなる。企業結合規則は、潜在的に有害な企業結合についての規制システムを構築しようとしたものだが、それと同時に、欧州委と加盟国の明確な権限分配の構築を目指すとともに、当事会社にとって効率的かつ予見可能な事前規制システムを目指したものである。特に、当事会社にとって企業結合が届出対象となるか否かの判断基準は最重要であり、企業結合届出義務（及びクリアランスまでの企業結合の履行停止義務）がある企業結合当事会社は、企業結合が届出の対象となるのか、どの競争当局により審査されるのか、競争当局の決定はいつなされるのかを容易に判断できなければならない。

・ 企業結合規則 21 条 1 項（共同体規模を有する企業結合には企業結合規則のみの適用があるとする規定）は、加盟国当局が、共同体規模を有しない企業結合で、国内の企業結合届出基準を下回る企業結合を、加盟国の国内市場の競争秩序の観点から EU 機能条約 102 条で規制される市場支配的地位の濫用を構成するとみなすことを妨げない<sup>2</sup>。

・ GC の採用した企業結合規則 22 条 1 項 1 文の拡大解釈は、潜在的には、企業結合規則の適用範囲及び欧州委の企業結合審査権限の拡大をもたらすものだが、そのような解釈は、欧州連合の各組織は、他の組織の権限に十分に配慮して権限を行使することを要請する欧州連合の組織間の均衡原則や欧州連合の組織構造に反することとなる。

・ 企業結合規則の適用範囲を規定する基準を見直す特別の手続が定められているから、企業結合規則で定め

<sup>2</sup> この部分の判示は、Towercast 事件の判示を引用したものである。同事件の詳細は、[2023 年 3 月 27 日付けニュースレター「欧州企業結合届出基準を満たさない企業結合に対する市場支配的地位の濫用規定の適用の可否 \(Towercast 事件 \(Case C-449/21\) 欧州司法裁判所判決\)」](#)を参照されたい。

られた基準が、競争に重大な影響を与え得る企業結合を審査するのに不十分である場合であっても、基準を見直したり、企業結合を欧州委に審査させるメカニズムを規定するのは EU 立法者のみである。

・企業結合時にほとんど売上がないか売上が皆無であるにも関わらず、重要な競争上の役割を演じ得る革新的事業者を含む市場の発展が、企業結合審査に値する企業結合の範囲の拡大を正当化するとしても、企業結合審査ができるよう加盟国の国内法により規定された企業結合審査基準を引き下げることが加盟国の役割である。

## V 企業結合実務への影響

本件判決により、欧州連合及び加盟国の企業結合基準を満たさない企業結合については、欧州委による企業結合審査権限が否定されたのであるから、欧州連合及び加盟国の企業結合基準を満たさない企業結合の当事会社にとっては、欧州の企業結合規制によりクローリングに支障を生じることがなくなったといえる。

欧州委で競争法を担当するマーガレット・ヴェステアー上級副委員長は、本件判決を受けたプレスリリース<sup>3</sup>において、企業結合規則 22 条に基づき欧州委に付託要請が可能となるよう既に複数の加盟国において国内法の手当てが行われており、本件取引について欧州委への付託要請がなされた当時と比較して、本件判決を踏まえても、欧州委に付託要請ができる可能性は増していると述べている。要すれば、欧州企業結合実務において、本件判決の影響は限定的であるかのように述べたものであるが、本件判決により、企業結合当事会社にとって法的明確性が確保されるようになった意義は大きいと考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地地弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>3</sup> [Statement by Executive Vice-President Vestager \(europa.eu\)](#)